

事前包装された食肉の小売表示

10

事前包装された食肉の小売表示

食品スーパー等の店舗外の場所で加工され、
容器に入れられた食肉が対象になります。

食品スーパー等で事前包装された食肉を販売する場合、その包装（パック）に下記「必要表示事項」を外部から見やすいように邦文で、明りように表示しなければなりません。

<パックラベルの記載例>



文字の大きさは8ポイント以上とされます。

事前包装された食肉の必要表示事項

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 食肉の種類・部位 (商品名称) | ⑥ 量 目 (内容量) |
| ② 原 産 地 | ⑦ 販売価格 |
| ③ 100g 当たり単価 | ⑧ 消費期限又は賞味期限及び保存方法 |
| ④ 冷凍及び解凍品にあってはその表示 | ⑨ 加工所 (包装した所) の所在地 |
| ⑤ 牛にあっては、個体識別番号 | ⑩ 加工者の氏名又は名称 |

対面販売の表示に加え
下記⑥～⑩の
5項目が加わります。



識別表示……

容器包装リサイクル法・識別表示基準にて定められています。プラスチック素材の包装には「プラ」マーク、紙素材の包装には「紙」マークが必要です。

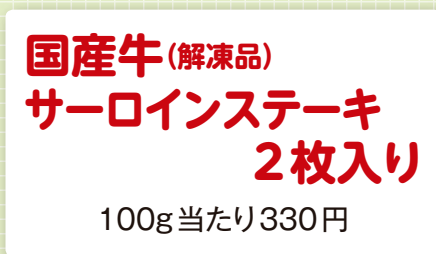
▶ 定量（定質）パック、定額販売の表示

「ステーキ2枚入り990円」「切り落とし300g入り1パック580円」等、重量を一定にし、均一価格でパック販売する場合。



<パックラベルの記載例>

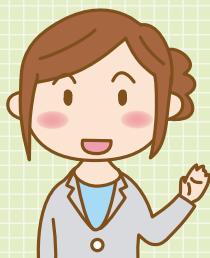
計量ラベルの性能上、100g当たりの単価がラベルに印刷出来ない場合等は商品に近接した場所（同一視野）に別の表示をします。



プライスカード(置札)例



POP例



消費者に分かりやすい
表示を心がけましょう！

Check! ●ミシン打抜き、打刻による表示について▶(P134) ●食肉公正競争規約第3条第2項▶(P92)／同施行規則第8条▶(P93) ●食品衛生法に基づき表示される文字の大きさについて▶(P135)
●特定商品の販売に係る計量に関する政令第3条／別表第2▶(P168)